

海岸ごみの回収・処理等により、台風等災害時の被害軽減を図る

【対策】77 海岸漂着物等に関する対策

対策概要：台風等により大量に発生した漂流・漂着物等は船舶の航行に障害となるため、全国の海岸や港湾施設等における漂流・漂着物等の回収・処理等を実施する。

府省庁名：環境省

【事例】海岸漂着物等地域対策推進事業

- 実施主体：都道府県、市町村等
- 実施場所：全国
- 事業概要：令和2年7月豪雨等の豪雨災害や毎年度発生する台風時の波浪、津波等において、大量に発生した漂流・漂着物による船舶の航行等への支障が課題となっており、全国の海岸や港湾施設等における漂流・漂着物等の回収・処理等を実施した。
- 事業費：約107億円
(うち5か年加速化対策(加速化・深化分)約107億円)
- 効果：都道府県等において継続的に漂流・漂着物の回収・処理を実施することにより、漂流・漂着物の再漂流や散乱を防止し、台風時の波浪・津波等や令和2年7月豪雨等のような豪雨災害時の被害軽減につながり、漁港施設や交通インフラ等の保全が図られる。

(回収・処理前)



(回収・処理後)

